日本熱物性学会細則

- 第1条 会費の年額は次の通りとする.
 - 1. 法人会員は、1口につき 50,000 円
 - 2. 正会員は, 8,000 円, 学生会員は, 4,000 円
 - 3. 名誉員は、会費の納入を要しない.
 - 4. 会費は毎会計年度ごとに請求に基づいて納入する. 会費未納期間が2年に達した場合は会誌の送付を停止し,会費未納期間が3年に達した場合は役員会の審議を経て会員資格を停止し退会扱いとする.
- 第2条 入会金は次の通りとする.
 - 1. 正会員として入会する場合, 2,000 円の入会金を納入するものとする.
 - 2. 法人会員、学生会員は入会金の納入を要しない. また、学生員から正会員となった場合も納入を要しない.
 - 3. 退会した会員が3年以内に再入会する場合も入会金を要しない.
- 第3条 法人会員の受ける特典は次の通りとする.
 - 1口につき正会員1名分の特典、その他本会が別に定める特典を受けることができる.
- 第4条 理事およびその役割は、次の通りとする.
 - 1. 会長:総括
 - 2. 副会長 (無任所) ; 企画・編集・プロジェクト・広報, 等担当
 - 3. 副会長(事務局担当);総務·会計担当
 - 4. シンポジウム担当理事;日本熱物性シンポジウム実行委員長
 - 5. 編集担当理事;会誌「熱物性」編集委員長
 - 6. 企画担当理事;活動委員会委員長
 - 7. 広報担当理事;広報·会員増強委員会委員長
 - 8. 熱物性情報担当理事;熱物性値サービス委員会委員長
- 第5条 評議員の人数は、次の通りとする.
 - 1. 地区連絡担当評議員;8名(北海道地区,東北地区,関東地区,北陸・信越地区,東海地区,関西地区,中国・四国地区,九州地区)
 - 2. 地区推薦評議員;12名程度
- 第6条 役員の任期は次の通りとする.継続性を保つため、会長・副会長を除いて、原則 として半数交代とする.
 - 1. 会長;1年
 - 2. 副会長 (無任所) ; 1年
 - 3. 副会長(事務局担当);3年
 - 4. 理事(会長・副会長を除く);2年
 - 5. 評議員;2年
 - 6. 監事;2年
- 第7条 設置する委員会等は、次の通りとし、委員長の任期は2年とする。ただし、再任 は妨げない。

- 1. 表彰委員会
- 2. 熱物性ハンドブック編集委員会
- 3. 規約等整備担当(委員)
- 4. 国際連絡事務担当(委員)
- 5. 東京事務所担当(委員)
- 6. ATPC実行委員会
- 7. その他, 理事会・役員会で必要と認めた委員会
- 第8条 総会における会務報告のうち,事業報告,会計報告などの重要事項は,年度終了後,別途,速やかに会員に周知する.
- 第9条 新しい年度の事業計画とそれに伴う予算については、年度当初の役員会の承認を 経て、それを速やかに会員に周知する。年度予算案の決定は、役員会の専決事 項とする。
- 第10条 本細則の改廃は役員の過半数の賛成を得て行い,総会において報告・承認を得ることとする.

昭和55年11月25日承認 平成16年10月21日全面改正 令和 2年10月29日 改正 令和 6年10月29日 改正